

離島・へき地等における薬剤提供のあり方について

離島・へき地等における薬剤提供のあり方について ～検討会におけるこれまでの議論

	経緯
令和6年2月19日	第2回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 ～現状・課題について議論
令和6年7月19日	第7回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 ～基本的考え方について議論
令和6年9月18日	第9回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 ～今後の検討のあり方について議論
令和6年10月16日	第10回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 ～離島・へき地医療における地域の状況に応じた対応策について議論

※ほか、在宅医療における薬剤提供のあり方として第10回～第12回（令和6年10月～令和7年3月にかけて議論、令和7年12月25日に「指定訪問看護事業者における医薬品の取り扱いについて」（令和7年12月25日付け医薬発第1225第5号）を発出。

論点：離島・へき地における薬物治療のあり方について

現状・課題

- 離島・へき地においては、へき地診療所での診療、へき地医療拠点病院等からのオンライン診療、巡回診療などが実施されている。
- へき地診療所で薬剤師が常勤または非常勤で従事しているのは約5.7%だった（令和4年4月時点）。
- へき地の外来診療における薬物治療の提供については、当該地域に薬局が存在しない場合、①地域外の薬局による調剤（オンライン服薬指導、薬剤配送による対応）、②へき地等の診療所における院内調剤、により対応されていると考えられる。
- へき地医療においては、巡回診療車におけるオンライン診療の活用、モバイルファーマシーの活用など、地域の実情を踏まえた対応が検討されている。

論点

- 離島・へき地における医療提供体制の中で、円滑に必要な薬剤を提供し、安全かつ適切な薬物治療を提供するためにどのような対応が必要と考えるか。
- オンライン診療の活用により医師及び薬剤師が不在の状況で診療が行われることが想定される中、円滑に薬剤を提供するためにどのような対応が必要と考えるか。

離島・へき地等における薬剤提供のあり方の検討について

基本的な考え方

- 地域における医薬品提供体制については、薬剤師が調剤又は医師が自己の処方箋により自ら調剤したものを必要なときに必要な患者に供給できる体制を整えることを前提とすること。
- それぞれの離島・へき地等への具体的な対策は、行政の関係部局、関係団体等が協議・連携して、必要な対応を検討し、合意を得た上で実施するものであること（※）。

※ 都道府県の医療計画等に基づき、薬剤師の確保、医療提供施設相互間の連携等により地域の実情に応じた医薬品提供体制の構築に取り組むこと

* 離島・へき地等における薬剤提供については、外来患者に加え、在宅医療を受ける患者への薬剤提供を含む。

今後の検討のあり方

- 薬局や在宅対応可能な薬局が存在しない地域が存在することから、そのような地域において必要な対応の検討が必要。
 - ※ 地域ごとの対応については医療提供体制全体を見て検討する必要がある
- このような地域の一部においては在宅対応を行う訪問看護ステーションが存在しているが、多くの地域では訪問看護ステーションも存在していないことを踏まえ、対応を検討する必要がある。
- 具体的な対応の検討に当たっては、基本的な考え方を踏まえ、薬剤師又は処方医による調剤をどのように確保するか、患者に提供する医薬品の保管する場所や管理方法等について整理するとともに具体的な事例も踏まえることが必要。

論点：離島・へき地医療における地域の状況に応じた対応策について

論点

- 離島・へき地における薬剤提供については、都道府県の医療計画等に基づき、薬剤師の確保、医療提供施設相互間の連携等により地域の実情に応じた医薬品提供体制の構築に取り組むことが必要であると考えられる。具体的には、都道府県等において、地域における医療機関、薬局による医薬品提供体制の実情を踏まえ、必要な体制の確保のための課題を抽出し、薬剤師の確保、対応薬局の確保、関係機関、関係職種との連携体制の構築推進等を図ることが必要と考えるがどうか。
- あわせて、離島・へき地等における医療提供体制を踏まえた関係者の連携等による薬剤提供について、好事例の横展開等により、さらなる推進を図る必要がある。行政機関や地域薬剤師会においては、体制構築の検証等を通じ、好事例の収集、共有を積極的に実施するべきであると考えられるがどうか。
- 上記の取組を実施しても速やかな課題解決ができない場合もあると考えられる。そのような場合において、当該地域において行政機関、医師会、薬剤師会を含む関係団体等の協議により認められた場合は、当面の対応として、特例的な対応を実施可能とすることについて、課題を整理し、検討を進めることとしてはどうか。その際、地域の医療提供体制の実例も踏まえて、必要な対応を検討することとしてはどうか。

【特例的な対応として考えられること】

- 荒天時の離島等における、医師不在の場合の診療所の医薬品提供の在り方の特例を見直し、荒天時以外も対象とすること
- 移動診療車によるオンライン診療を実施する場合における薬剤提供において上記と同様の対応を実施すること
- 上記の他、具体的にどのような対応が考えられるか。

参考資料

(第10回検討会資料より抜粋)

医療計画における「へき地（離島におけるへき地を含む）」について

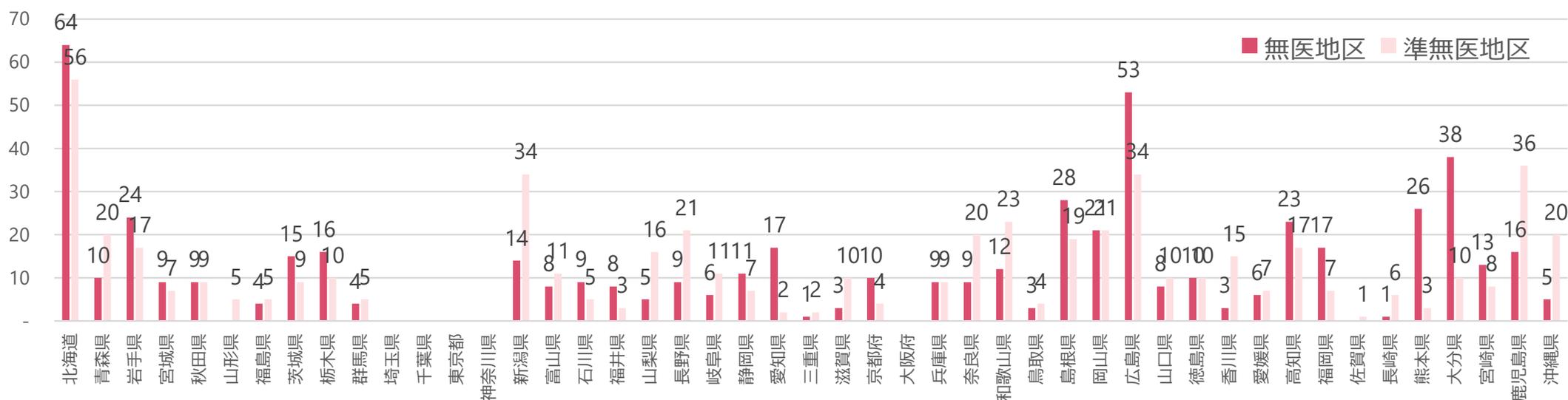
- 「へき地の医療体制構築に係る指針」※では、へき地（離島におけるへき地を含む）について、**「無医地区*、準無医地区**などのへき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域」**としている。

* 原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

** 無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区

※「疾病・事業及び在宅医療の体制構築に係る医療体制について」（令和5年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課課長通知（令和5年6月29日一部改正））

都道府県別の無医地区・準無医地区数（令和4年10月末時点）



※「令和4年度無医地区等調査」結果を基に医薬局総務課において作成。

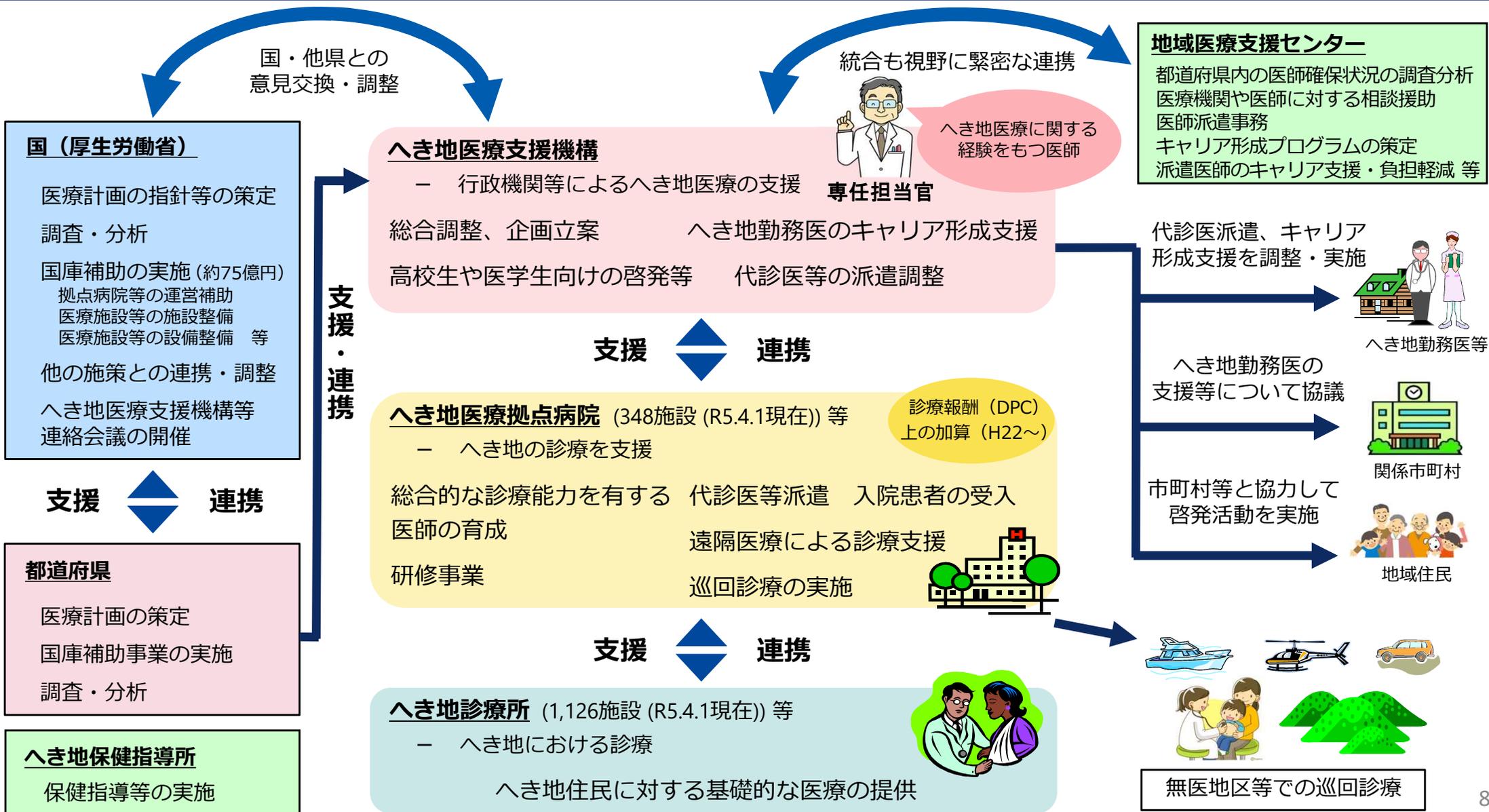
へき地における医療の体系図

令和6年
2月19日

第2回 薬局・薬剤師の
機能強化等に関する検討会

資料3

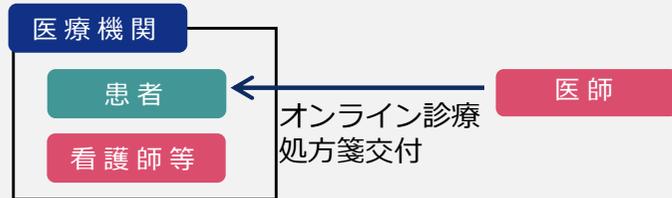
へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれぞれ連携・協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。



へき地における医師、薬剤師不在時の薬剤提供について（現状の整理）

医師不在のへき地診療所においてオンライン診療を実施する場合

①前提



- ・ 医師不在のへき地診療所で患者がオンライン診療を受診
- ・ オンライン診療に際し、診療所の看護師等が適宜サポート
- ・ 医師は処方箋を発行

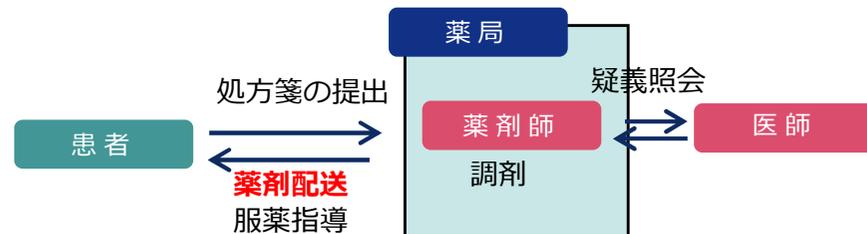
- ・ 上記の前提を踏まえた薬剤提供の方法として、以下のような方法が想定される

①院外処方の場合

対面（当該地域に薬局がある場合）



オンライン対応（当該地域に薬局がない場合も含む）



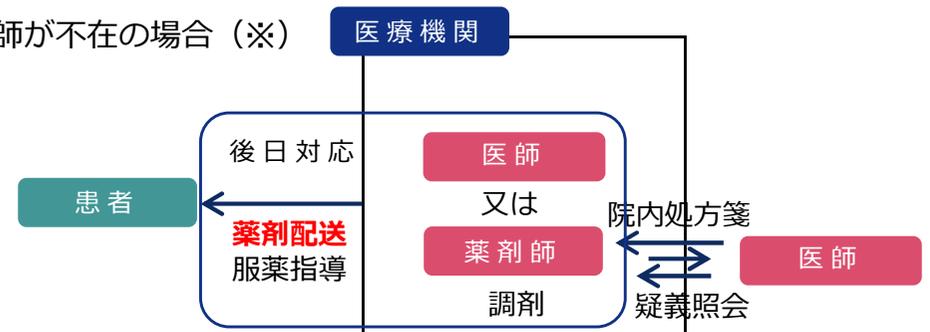
- ・ 対面、オンライン対応どちらの場合も現行の規定で対応可能
- ・ オンライン対応の場合は、薬剤提供まで時間がかかることも想定される

②院内処方の場合

医療機関の薬剤師が対応する場合



薬剤師が不在の場合（※）



- ・ 薬剤師がいる場合は即時対応が可能
- ・ 一方、不在の場合には、後日、薬剤師又は処方医が調剤して配送（患者が受け取りにくることも想定される）

（※） 荒天時等で一定の要件を満たした場合は特例による対応も可能（P.7,8参照） 9

荒天時の離島等における、医師不在の場合の診療所の医薬品提供の在り方

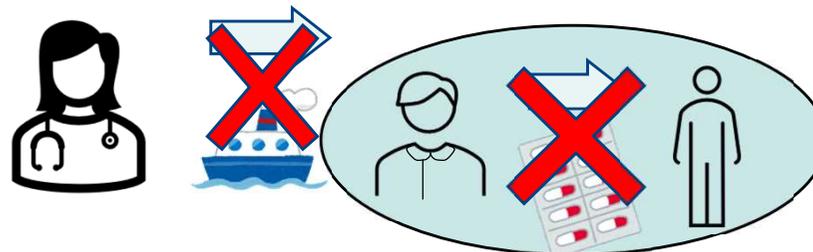
課題

薬剤師法

- 原則として、**薬剤師でない者は調剤してはならない**こととしている。

また、院内処方においては、当該医療機関内において薬剤師による調剤又は**医師が自己の処方箋により自ら調剤**する必要がある。

離島等において、フェリーの欠航等により診療所に医師・薬剤師が不在



患者に薬剤を提供できない

離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について

(令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号、医政総発0323第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長通知)

対応

※へき地及び離島における医薬品提供については、自治体、地域の関係者で協議し、薬剤師又は医師が調剤した者を供給できる体制を整えることが前提

- 当該診療所の医師又は薬剤師が、オンライン※¹で**看護師等が行う医薬品※²の取り揃え**状況等を確認することで患者に医薬品を提供可能とする考え方や条件等を通知。

※¹ 映像及び音声の送受信による方法

※² 当該診療所内において適切に保管・管理されているものであって、PTPシート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品に限る。

離島等において、フェリーの欠航等により診療所に医師・薬剤師が不在



患者に薬剤を提供可能

離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方

離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について（抄）

（令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号、医政総発0323第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長通知）

- 1 地域における医薬品提供体制については、薬剤師又は医師が調剤したものを供給できる体制を整えることが前提であり、そのために関係部局及び関係団体等が協議・連携して、都道府県の医療計画等に基づき、薬剤師の確保、医療提供施設相互間の連携等により地域の実情に応じた医薬品提供体制の構築に取り組み、当該医薬品提供体制の構築について地域で合意が得られていることが重要であること。
- 2 1の取組を行った上で、離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師がやむを得ず不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤について、当該医師又は薬剤師が、当該診療所の看護師又は准看護師に処方箋に記載された医薬品（当該診療所内において適切に保管・管理されているものであって、PTPシート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品に限る。）の必要量を取り揃えるよう伝え、映像及び音声の送受信による方法で、その取り揃えの状況や取り揃えられた薬剤が処方内容と相違がないか等を確認した上で、当該診療所の看護師又は准看護師が、患者に当該薬剤を渡すことは差し支えないこと。
- 3 2による行為は、当該医師又は薬剤師の責任の下、実施されるものであること。
- 診療所の管理者は、当該診療所において、2を行うことが想定される場合にあっては、保健衛生上支障を生ずるおそれのないよう、適切な医薬品の管理、当該業務の実施に係る手順書の整備、当該業務を実施する者に対する薬事衛生上必要な研修の実施その他の必要な措置を講じること。